（帳簿の記載等）

第八条の二十七　法第十一条の二十三の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験の実施年月日

二　試験地

三　合格者の受験番号、氏名、生年月日及び住所

四　その他試験に関し必要な事項

2　法第十一条の二十三の帳簿は、記載した日から試験業務を廃止する日までの間、保存しなければならない。

3　登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　試験の受験申込書及び添付書類

二　終了した試験の問題及び答案用紙

（試験業務の引継ぎ）

第八条の二十八　登録試験機関は、法第十一条の二十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験業務を消費者庁長官に引き継ぐこと。

二　試験業務に関する帳簿及び書類を消費者庁長官に引き継ぐこと。

三　その他消費者庁長官が必要と認める事項

（公示）

第八条の二十九　消費者庁長官は、法第十一条の二十六の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一　法第十条の三第一項の登録をしたとき。	一　登録試験機関の名称及び住所 二　試験業務の内容 三　試験業務を行う事業所の所在地 四　登録した年月日
二　法第十一条の十四の規定による届出があったとき。	一　登録試験機関の名称及び住所 二　変更する事項 三　変更する年月日
三　法第十一条の十六の許可をしたとき。	一　登録試験機関の名称及び住所 二　休止し、又は廃止する試験業務の範囲 三　試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　試験業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間
四　法第十一条の二十二の規定により登録を取り消し、又は試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録試験機関の名称及び住所 二　登録を取り消し、又は試験業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　試験業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた試験業務の範囲及びその期間
五　法第十一条の二十五第二項の規定により消費者庁長官が試験業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　試験業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二　自ら行うものとする試験業務の範囲及びその期間
六　法第十一条の二十五第二項の規定により消費者庁長官が自ら行っていた試験業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　試験業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二　行わないものとする試験業務の範囲

第九条第六項中「全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、国民生活センターが管理運営するものをいう。）又は」を削り、同項を第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法第十二条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　独立行政法人製品評価技術基盤機構

二　独立行政法人農林水産消費安全技術センター

三　前二号に掲げる者のほか、法第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム（以下同じ。）に蓄積された消費生活に関する情報を適正に管理するために必要な体制を有するものとして消費者庁長官が指定するもの

7　法第十二条第四項の規定に基づき、国民生活センターの長は、全国消費生活情報ネットワークシステムの設置及び管理に関する規程を定め、これに基づき運用しなければならない。

（消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二条　消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則第三項中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改め、同項を第四項とし、本則第二項中「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同項を第三項とし、本則第一項中「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改め、同項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

1　消費者安全法第十一条の二十四第一項の規定により立ち入る職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第一号によるものとする。

別記様式第三号裏面を次のように改め、同様式を別記様式第四号とする。

（裏面）

消　費　者　安　全　法　抜　粋

（報告、立入調査等）

第十一条の二十四　（略）

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告、立入調査等）

第四十五条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2　第十一条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十四条　（略）

2　第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

備考　大きさは、日本工業規格Ｂ８又は日本工業規格Ｘ6301「識別カード－物理的特性」の4.5ＩＤ－１とする。